

男女共同参画社会づくり懇談会
第2回会議録（概要）

1 日 時：平成14年7月30日（火）午後2時～5時

2 会 場：宇都宮市役所14C会議室

出席者：山口委員，本田委員，矢治委員，大越委員，稲葉委員，大木委員，新井委員，
川俣委員，水沼委員，新川委員，添田委員，荻野委員

3 会議経過：

（1）開会

（2）報告事項

【 第1回懇談会会議録（概要）について】

事務局から資料1-1「男女共同参画社会づくり懇談会第1回会議録（概要）」及び資料1-2
「第1回懇談会における主な意見（要約）」説明

（3）会議事項

【 懇談会における今後の協議事項について】

資料2「男女共同参画社会形成のための条例の制定について」説明
説明の後、「懇談会における今後の協議事項について」懇談に入る。

（会長）

ただいまの説明について、質問や意見をお願いしたい。

（委員）

前回会議で条例制定は時間をかけて行うという意見があったが市としての見解はいかがか。また、
条例制定のスケジュールは、どのように進めていく考えか。また、当懇談会として行動計画の検討は
しないのか、それと同時に、行動計画と条例の関係性を伺いたい。

（事務局）

市としては、条例については、今年度中に制定していきたいと考えている。

行動計画との関係は、議会の議決を受けた地方自治体の最高法規である条例を法的根拠として、計
画を位置付けていきたい。前回の計画は、条例がなかったので、総合計画の分野別の計画と位置付け
ていたが、今回の行動計画では、条例を制定することによって、計画をよりレベルの高い計画とした
い。即ち、条例制定により、計画に盛り込んだ施策や事業のみならず、ほかの事業も男女共同参画の
視点で実施されていくことになる。

条例制定までのスケジュールについては、平成14年度は、条例制定についてできるだけ早く、し
かも中身の濃い議論していただき、目途がついた時点で行動計画の検討に移行したい。平成14年度
中に条例も行動計画も両方作成するのが理想的だが、物理的に難しいので、行動計画については、平
成15年度にずれ込むものと考えている。従って、懇談会の皆様には、平成15年度にまた、委嘱する
事になるものと考えている。

（会長）

市の姿勢として、行動計画に先駆けて条例の制定を考えている。条例はさまざまな施策の根拠と位
置付けられる。このたび、市民会議からも提案された事もあり、一挙に向かった感がある。我々にと
ってもよい方向ではないか。

（委員）

回数の問題もあるので、条例を先に進めることに賛成である。

(委員)

細かい事や個別的な意見や考えを言える機会も作ってほしい。

(委員)

条例制定には、賛成だが、数回の会議では少ないのではないか。そもそも今年度中に条例制定を急ぐ理由は何か。

(事務局)

行動計画は、10カ年の計画で今年は中間年である。この行動計画を展開する実施プランが今年度で終了する。平成14年度中に条例を制定して、それに合わせて行動計画そして実施プランを作成していきたい。実施プランについては、間に合わない部分も出てくるかもしれないが、これまでも継続して行って来ているので、その延長線上で実施してもさしつかえないと考えている。

(事務局)

また、できるだけ多くの機会で、市民の意見を伺いたいと考えている。今年の秋には、パブリックコメントの募集も行う予定である。実際には来年の3月に議会があるので、1月いっぱいまでに条例案が固まっていなくて上程できないので、このようなスケジュールを組ませていただいた。実際には、懇談会は、必ずしも3回にこだわっているわけではないので、できるだけ開催して、意見を伺いたい。

(委員)

昭和57年に全国に先駆けて策定されたプランは、宇都宮市として自負しているいいプランだったと思う。そして、1999年に男女共同参画基本法が制定され、それを踏まえて、今回の条例づくりになったと思うが、本当は、前回のプランができた時点で条例をつくるべきだったと思う。

今回、プランを作るために懇談会を招集しているのに、(計画改定に先駆けて条例をつくるという方向転換をした)行政は、大変画期的な提案をしている。1975年から設置してほしいと主張し続けてきた庁内連絡会議が、懇談会の意向を受けたとしても、そこまで腹を決めて、条例を今年度中に制定するという事になると、すごいことだと思う。

全国でも条例が既に出来ているところが多い中で、宇都宮市の特性を生かして行って、中核市として恥ずかしくない条例をつくる時、計5回の懇談会の中で、どれだけ市民の声を活かしていけるか、そこが一番重要なところである。

宇都宮市がここまで決断をすれば、基本条例だけではもったいない。地方分権といわれる中で、基本条例だけにとどまっていたらだめで、基本条例より一歩出て、宇都宮市の特性を活かして条例を作ることが大切である。全体を考えると、あまり細かいところにこだわるべきではない。しかし、条例と行動計画は両方必要である。条例は、ただの条文になる危険性があり、それだけでは不十分である。

資料として、どこの条例がいつ制定されたか、また、その違いが分かる資料を出していただきたい。

平成14年度には、行動プランは無くしていくと聞いているが、プランを作るのは来年で良いと簡単に持ち出すということは、何のために条例をつくるかということが薄くならなければよいと感じている。

本当は、前回プランを策定したときに、条例をつくっておけば良かった。

(スケジュールを)画一的に2分の1するのではなく、物理的に、時間の問題でどこまでできるかが勝負になる。

6月23日に基本法が制定され、全国一斉の男女共同参画の出発点になっている。宇都宮市は10月23日に開催した日本女性会議という宇都宮市の特性があるため、長期的な視点に立って考えていく必要がある。3月議会のためという簡単な理由ではなく、じっくり考えていく必要がある。21世紀の宇都宮市らしい条例をどうつくるか。それを真剣に考えれば、いい条例ができると思う。

(会長)

確認させていただく。条例も行動計画の見直しも両方必要だという意見と思うが、スケジュールの

組み方はどのようにすれば可能だと考えているのか。

(委員)

5 回にこだわらずに、これだけ大事な条例づくりなのだから、補正予算が必要なら補正を組んでほしい。それ以前に、お金の問題ではない。せっかく専門分野のメンバーが集まっており、特に労働分野では重要になってくる。持ち帰ってでもできるのではないか。

(会長)

細部の方法については、後ほど意見を伺いたい。もう一度確認したいのは、条例とプランについては、条例については賛成という立場で、改正については、皆さんの意見を十分に反映させるためには、懇談会の回数をもっと増やしてもいいのではないかという意見だったと思う。また、行動計画とのタイムスケジュールについてはどのように考えているのか。

(委員)

自分の意見を述べたが、異論もあると思う。自分の考え方を押し付けるわけではない。

(事務局)

誤解があるといけないので確認したい。平成 9 年度の行動計画は、10 年間の計画で、今年度は、中間地点で、計画の見直しが必要だということである。その間行動計画をつくらないということではなく、例年通り進めていく。条例ができた段階でそれに基づいた計画を策定していきたい。新たな行動計画の期間は、後半 4 ヶ年間の計画となる。

(委員)

強いていえば、平成 15 年度の予算に活かしてほしい。継続 10 カ年計画という中の進捗状況を承認していただいているので。条例づくりの中でも、画一的に進めていくのではなく、生活者の意見を全く入れてはいけないものではないという理解で進めてほしい。

(事務局)

これから作成していくとすれば、宇都宮市らしさや独自の課題を懇談会の皆様や、様々な方の意見等を取り入れていく必要がある。そのような視点で皆さんに検討していただければ幸いである。

(会長)

条例が先で、それが形づくられた時点で行動計画に入っていく。

(委員)

宇都宮市で条例を作るのはすばらしいことだと思う。作成するのならば市民の意見など宇都宮市らしさを盛り込んだ条例をぜひ作成してほしい。今回の懇談会にも公募市民が 2 名入っているが、条例づくりのため、もっと他の人も入れていく考えはないのか。前回の懇談会の中で、条例をつくるのは難しいという意見があったがどうなのか。

(事務局)

条例作りの公募委員を新たに増やすのは難しい。公募だけが市民の代表の意見ではない。他の委員も各界各層を代表する市民である。さらに、多くの市民の意見はパブリックコメントでも吸い上げていきたい。また、条例と計画が両方同時にできれば理想であるが、条例だけは今年度中に是が非でもつくりたい。

(委員)

条例のイメージは、おおむね理解をしている。このイメージをどう具現化するのが一番大切だと思う。条例検討作業を行いながら、懇談会での意見を伺うということなので、作業の段階においても、

委員とのキャッチボールを行う必要がある。委員とのキャッチボールができる仕組みづくりを設けてほしい。条例は、細かくすると縛りが強くなってしまうので、十分なキャッチボールができる体制を整えてほしい。さらには、パブリックコメント等を行うということだが、そのような意見の集約のあり方についても考えてほしい。今日の懇談会では、イメージしかわからないので、それ以上のコメントは申し上げられない。

(事務局)

もちろん、委員と事務局が十分にキャッチボールできる体制で進めていきたい。また、今回の懇談会は条例の方向性を議論するのが議題だったので、今回は示さなかった。次回は今回の議論を踏まえて、基本理念等のたたき台を出す予定である。

(委員)

条例を検討するたたき台を事務局が用意しているのか。また、スケジュールについては現状では、懇談会の回数が少ないが、ある程度期間を区切る必要があると思う。前に進めていくことも加味して、時間を持つことが必要である。条例ができれば骨太の行動計画ができると思うので、条例を制定してその後に、行動計画を策定していくことには賛成である。

(会長)

ある程度当会として合意を得たいが、いかがか。

「よろしいのではないか。」の声

(会長)

それでは、条例を先に議論し、その後、計画を策定するというスケジュールで合意を得たということで進めたい。

(委員)

「宇都宮市らしさ」とか「ならでは」とは、画期的な物を作るといういきごみを表しているのか。それとも、宇都宮市が他の市町村よりも遅れているという意味なのか。また、宇都宮市らしさとはどういうものなのか。

(事務局)

アドバルーンを上げるような画期的なものというよりは、中・長期的な視野で捉えて行きたい。弱いところ強いところなど、都市間比較などで洗い出していきたい。

(副会長)

まず、回数は少ないが今日も3時間ある。これは異例なことである。懇談会は場合によっては1時間のことも多々ある。

いま、市が条例化の方向を言明した事は、条例の制定を目指すものにとって非常にありがたい。条例を制定するには、計画もつくらなければならないのは、当然のことである。また、全国的に目を引く条例の制定などはできない話しである。また、日本は民主主義が未成熟だが、法律ができたことによって、進んできた。法律ができることで進むことが多いので、条例をつくることは非常に大切なことである。条例は宣言的な意味合いがある。

副会長から当日配布資料「Challenge 条例（宇都宮市男女共同参画推進条例案）」説明
説明の後、休憩。資料：他市の条例について配布
再び条例の制定に向けての懇談に入る。

(会長)

ここから条例の制定に向けての議論を行いたい。

(委員)

チャレンジ条例をたたき台にしていくということでのよいのか。

(会長)

こだわらず、自由な立場で、どんな条例を作りたいか、どのようなことに考慮すべきかなど、意見や議論をしていただきたい。

(委員)

では、チャレンジ条例についてですが、「4.基本理念」の「対等に与えられている」という表現を「機会を阻害されない」という表現で盛り込んでほしい。また、「8.男女共同参画審議会の設置」の「15人以内」と決めることが必要なのか。「15人以上」でもよいのではないか。「10.総合的な拠点施設の設置」では、何をやるのかがはっきり見えてこない。場所を決める必要があるのか。「11.苦情処理機関の設置,他機関との連携」である程度,市民の参加ができることを盛り込むべきである。「12.男女共同参画ネットワークの設置」は、被害者援助団体関係者などドメスティックバイオレンスに限定すべきなのか。DVだけでなく保育関係の相談など、もっと幅を持たせたほうがよいのではないか。

(副会長)

団体という言葉を用いた理由は、宇都宮市は早くから取り組んでいる「駆け込み寺」が有名なのでそれが念頭にあった。「11.苦情処理機関の設置,他機関との連携」「12.男女共同参画ネットワークの設置」の苦情処理には市民参加の言葉を入れる必要がある。「10.拠点施設の設置」はもっと具体的に考える必要がある。「4.基本理念」は「対等に与えられる権利が阻害されないこと」とした方が良くもしいない。

(会長)

「12.男女共同参画ネットワークの設置」のネットワークに、「被害者援助団体関係者等」という言葉が掲載されているが、それがとても印象的である。DVだけが目立つことで他がこぼれる事があってはならないが、これが宇都宮市らしさだと思う。

(委員)

前回資料の実績評価の4頁に「男女共同参画社会で力を入れるべき課題」の中で、子育て介護への社会的支援の充実があげられているが、実際に施策は何かあるかということ、保育サービス、デイサービス事業が充実されてきたので、進捗状況はよいと評価されている。実際には、デイサービスでは、介護をしていて女性が(フルタイムの)仕事ができないことに対しては、システム的に問題があり、介護保険上6~8時間未満で介護をすれば何点、4~6時間未満で何点という報酬になっている。そのため、6時間10分介護した場合と、8時間介護した場合、同じ単価なので、事業者は6時間しかやらない。そうするとパートでしか働けない。これは、介護保険のシステムに問題がある。今後の改定で、8時間以上10時間未満というのができそう。例えば、自宅を開放して、必要があれば8時間以上預かるようなところなどに支援するなど、条例に含むかどうかは別として、市としては別の形で支援事業を考えていく必要がある。

(会長)

子どもの延長保育と同じですね。延長介護はできないのか。

(委員)

延長介護を行っているところは少ないと思う。経営的に難しいからである。

(副会長)

そのようなことを条例でにじませていく必要があるという意見なのか。

(委員)

条例のにじませるところまでいかなくても、介護や保育など関係団体への支援ということで盛りこんでいく必要がある。

(委員)

デイホームは全国的に宇都宮市の取り組みは早い。県独自の助成があり、早く取り組む事ができた。これからの男女共同参画、特に就労問題を考えたときに、介護などネットワークを組めば宇都宮市らしいものになると思う。

条例はあまり長くない方がいいという意見もあれば、条例だからこそ、具体的なものを列記した方が身近なものになり光るといった意見もある。その辺が宇都宮市らしい条例になるかもしれない。また、(順番は)「市民」を先に出す事はよい。

(委員)

前文は、小中学生でも理解できる、わかりやすいものにした方がよい。「男女の差」ではなく「男女の違いを認識したうえでお互いを尊重しあえる」というような表現を含めてほしい。

(会長)

わかりやすい表現でということですね。

「男女の違いを認識したうえで」という表現は、危険だと思う。なぜなら、男女が違うのだから、違いを認め合って協力していこうとすると、性差別的になりがちだからである。男性と女性の違いは何か、というとそれは限られているという認識を持つ必要がある。

(委員)

「生物としての」という事を文に含めればよいが、普通「男女の差」という言葉が出てきた場合、生物としての差として捉えるのではなく、社会的に作られた差を当然のように捉えられてしまう危険がある、というのが男女共同参画社会の趣旨だと思う。だからといって、「生物的な」という言葉を加えるのもかなり難しいと思う。

そうはいつでも、40～50代の地位が高い働いている女性が、メンタルヘルスについての認識が薄いためか、5年間の数値をみていると、心療内科に来院する女性の数が増えている。女性の生涯にわたる健康管理についての講演会やフォーラムを夜間や休日に行ってほしい。

(委員)

基本法の施行時から他の省との関係の甘さが指摘されている。教育分野もその一つだと思う。まさに、ジェンダー・フリー教育が必要だと思う。そうした教育分野のことを一項目条例の中に入れていくのも一つの案だと思う。

(会長)

条例の「6. 性別による権利侵害の禁止」の中にセクシュアル・ハラスメントが出てくるが、他の自治体の条文をみると、もっと広がった意味でセクシュアル・ハラスメントをとらえていることが多い。実際には教育の場のセクシュアル・ハラスメントは多くある。職場に限定しているのはなぜか。条例に盛り込む意味は、均等法に盛り込まれた職場ばかりでなく、他の分野まで拡大する事に意義がある。

(委員)

さいたま条例などでは、訴訟に対する費用負担まで条例で決めているところもある。

(委員)

女性の労働問題というと、すぐ就労環境の整備として、育児や介護の解消、セクシュアル・ハラスメントだけが解決すればいいということにあぐらをかいている気がする。やる気を持って会社にいるときに、会社がどれくらいのことを考えているのかと思う。東京の同僚の話と比べて、宇都宮にいと非常に温度差を感じている。男性の考え方、就労環境についてしかり、私は立ち遅れていると思う。確かに育児・介護の問題は解決されなければならない事だし、その問題を抱えている仲間がいる。だが、そういう問題を抱えていない(少数かもしれないが、)ほかの人の問題にも着目してほしい。特に、一般企業に勤めている若い人があまりこのような会議に出席してこない。このような会議に休暇を取って出てくる人は特殊な人と捉えられてしまう。出てこない理由を考えてほしい。地域性のせい、女性が外に出るとあまりいい顔をされないという風潮がある。その原因は、男性も女性も考え方に問題がある。それを改善していくには、学校教育の場で考え方を変えていく必要がある。条例の中でも、教育についてもう少し言及してほしい。未成年の人工中絶についても、学校教育の中で、教育していくことを条例の中に盛り込んでほしいと思う。

(委員)

市では、今年度、市立中学校で性教育を行うことになった。それについて産婦人科医会から、単に中絶や避妊、性感染症の話しだけをするのが性教育とっていいのかという疑問が出ている。そういう意味で、セクシュアル・ハラスメントや男女平等なども含めて性教育を行おうということになった。市でも、リプロダクティブヘルス/ライツについて取り組み始めている。

(委員)

脚光を浴びているから今だけやればいい、というのではなく、継続的に行うことや将来を見据えて監視していく必要がある。それをきちっと条例の中に盛り込んでほしい。

(委員)

条例のイメージで質問がある。基本理念の中の「社会における慣行についての配慮」とあるが、これはどういうものなのか。

(事務局)

基本法の中でも出てくる文章である。社会における制度や慣習が男女の社会における活動の選択を狭めている。その影響をできる限り取り除くことが大切であるという意味である。

(会長)

男女共同参画社会を目指していくうえで、最初にやってきたことは意識の変革である。しかし、十年ほどやってきたが、意識の変革への施策だけでは変わらなくて、現在は社会システムの変革と実質的な男女平等を目指している。法律も制度も一見みると中立的で問題ないように見えるが、しかし、それが機能した結果、バランスがとれなかったり、自由な行動を妨げられるような状況が生じている場合、その法律や制度に問題があると考えている。したがって、一見中立的だからよいというのではなく、その結果を見てゆき、結果の平等をみていくことが、いま国が行っている取り組みである。

(委員)

16.の部分のように「地域社会における男女共同参画」も慣習などにとらわれないためにあると理解してよいか。

(委員)

男女共同参画社会というのは、社会システムを変えるという壮大な作業である。具体的な例として、介護保険が制定されたが、これまで女性が家事・育児・介護をやるものだという伝統的な日本の意識だったものが、これによって介護は社会的に支えるものになった。まさにこれが社会システムを変え

ることだと思ふ。労働などは、重要課題である。アンケート調査でも教育はまあまあ平等であるが、労働の分野ではまだまだ不平等である。働く場も含めて、社会システムを変えていくことが大切である。

(委員)

学校では男女差は少なく、一番恵まれている。しかし、女性が家事などを担っていることは大きい。夏休みなど、子どもを連れてきて、学校で仕事をしている女性の先生がいる。だが、最近、若い先生も男性が子どもの具合が悪いので休暇を取りたいという人も増えている。男女平等社会づくりは、子どものうちからの教育が大事だと思うので、教育の役割を条例に入れるのは重要だと思う。しかし、それと同時に、財政上の措置を入れられるのかどうか。

(会長)

財政上の措置は他の自治体でも、絵に書いた餅になってしまうということで、課題となっている。

(委員)

1つは、基本的には条例はない方がよい。しかし、なかなか改革が進まないために、法律をつくってしまわなければならないと思う。そういう意味で、もっと教育の分野に関しての条例の中で一言ほしい。この子供たちが社会を担う時、何でこんな条例をつくったのだという社会になるとよい。特に、21世紀を担う子どもたちが、30～40代になった時の男女のあり方を位置づけるような条例であるとよい。だから、今は条例が必要であろう。また逆に、行事があると、女性職員はすぐに帰ってしまい、職場では男の労働負担になっているという話も聞いた。男女の意識変革がどれくらい進められるかがポイントである。

(会長)

他に、こういう項目を入れてほしいとか、ありますか。

(委員)

先ほど、「介護等関係団体への支援」について話があったが、福祉分野などの行政のあり方と条例のあり方をどう考えていったらよいか。個別具体的に条例で縛っていいのかどうか疑問である。例えば、財政支援の問題は相当な議論になると思う。

(事務局)

教育分野でいうと、基本的には教育関係で男女共同参画に反する法規や規定はない。そういう観点ではなく、基本的には慣習で行われていることについて、こうではないんだよという形で謳いこんでいくかむずかしい。「必要な支援をするもの」とかは言えても、「〇〇事業を支援する」と書き込む事はむずかしいと思う。表現の方法をどうするかだと思っている。

(委員)

川崎市では、財政的支援に関しては、「必要な支援に努め」など、表現をあいまいにしている。支援には、人材の支援や財政的な支援、活動の場の提供や情報の提供などいろいろある。宇都宮市でもあいまいに盛り込んでおくほうがよいと思う。

(委員)

推進体制の整備をきちっと条例の中に位置付けてほしい。推進体制が機能や実効性を発揮すれば、今のことはクリアできると思う。

(会長)

教育分野では、隠れたカリキュラムがいっぱいある。職業意識の形成についても、親など回りの教育する側の意識の問題もある。

(委員)

男女の地域のかかわりをどのように考えればよいのか。例えば、穴を掘ってやぐらを建てる作業とお茶を出す作業がある場合、それが、逆になった場合どのようにみればよいのか。力仕事は男といわれているが、どうなのか。

(副会長)

「男らしさ、女らしさ」の問題が国会でも論戦になった。国の外郭団体が発行した報告書に、「男らしさ、女らしさをやめて、皆平等でやりましょう」という表現をしている。そうではなく「男らしさ、女らしさ」はあってもよいという意見が出た。軽しく「男らしさ、女らしさ」をやめようという表現はまずいという話だったと思う。

(委員)

男女の固有の持っている「差」は認めるべきであると思うが、それは、慎重にという意見があったので、今の事例をあげさせていただいた。

(委員)

生物学的な男女差と社会的・歴史につくられた男女は別だという発言で、その2つの男女差を一緒にする危険性があるという意味だと思う。男女は歴史的・社会的につくられるという視点をもって、ジェンダーに敏感にならなければならない。

(委員)

男女はつくられていくものである。「差」ではなく、「違い」と申し上げた。なぜその話をしたかという、学校で子どもが「君」「さん」ではなく、男の子も女の子もみんな「さん」と呼びなさいという教育を受けていた。そのことを不思議に感じたからである。「君」と「さん」と分けるのは差別だ、全員「さん」で呼べという教育には疑問を感じた。個人的には、「差」ではなく「違い」をお互いに認識したうえで、尊重していくことが大切だと思う。

(委員)

職業として考えたとき、土木現場でも女性の現場監督が現れており、今まで男性しかやっていなかった仕事に、自分の適正を考えてやりたいという女性は増えている。女性にも個人差がある。選択の幅は、可能性は広げていただきたい。女性をつけてはいけないのは、継続作業として20kg以上のものを持ち上げることと、断続作業として30kg以上のものを持ち上げること、有毒ガスの発生する場所での作業のみ2つである。危険を伴う場では、男性も女性も危険性に関しては十分注意することは当然なことである。プライベートな場では個人差でしょう。

(委員)

仕事上では、重い荷物を持つ仕事だから女性を呼ばないということはある。工夫によっていくらかでも重いものでも持つことはできるので、私も敢えて持てないとはいわない。社会において男性と女性を差別する場所はあるのか。私は逆に伺いたい。

(委員)

地域社会の中では現実的にはある。それが、差別感覚で行っているかわからないが、慣習の中では存在する。地域社会である意味で常識だといわれていることを、逆にした場合、他からみた場合、どのように映るのかという質問をした。

(委員)

確かに常識はあると思う。しかし、常識は誰が決めたものなのかを私達は一つ一つ小さいながらも前進しながら、ジェンダーの視点に立ってチェックする必要がある。社会的に区別された男女の差に

よって、女性は泣かされている。男性も泣かされている。さきほど、女性が心療内科にかかるという話があったが、男性がなぜ心療内科にかからないか。自殺の人数比をみると男性が非常に多い。私は、その原因は、男性は男だから我慢しろという風土があるからだと思う。さきほど女性のことを心配していたが、私は男性も心配した方がよい。つまり、慣習にとられることがいかに危険かを認識する必要がある。

(委員)

職場では性差を感じたことなかった。しかし、現実生活していく上では差別は存在すると思う。問題はそういったところに、罰則や禁止事項があったとしても、それが現実には認められている。例えば、公立保育園で男女共同参画を主張しても実行の場で、それがまかり通りことはあまりない。そのような現実社会の中において、法律で縛ることができるか疑問である。

(会長)

長い目で見れば、状況は少しずつ変わっていると思う。男女の立場を入れ替えたらどうなるかではなく、少しずつ男女双方で乗り入れていくことから始めていくとよいと思う。労働分野で先に実行しているのだから、地域社会でもという提案だ。

(委員)

女性は子どもを生むという母性機能を持っているので、母性機能を持つ女性を社会的に大事にしていくは当然である。

(委員)

母性だからといって、あまり母性保護、母性保護と言い過ぎるのは危険という意見もある。もちろん社会的には母性は保護しなければならないが、妊娠を希望しない女性や不妊症の女性などを考えると、母性機能を持つから女性だとして保護するのはジェンダーの視点からも危険がある。

(会長)

活発な意見が出て、事務局も大変だと思うが、今回の意見をまとめていただきたい。

(4) 次回の日程について

(事務局)

次回日程は、9月3日(火)午後2時から14A会議室で行いたい。よろしくお願いします。

(5) 閉会